

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	改正前				
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 440 586 488">都市公園名</th> <th data-bbox="591 440 1066 488">種別</th> </tr> </thead> </table>	都市公園名	種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 440 1585 488">都市公園名</th> <th data-bbox="1590 440 2065 488">種別</th> </tr> </thead> </table>	都市公園名	種別
都市公園名	種別				
都市公園名	種別				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 491 586 1254">富士見公園</td> <td data-bbox="591 491 1066 1254"> 野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場 </td> </tr> </tbody> </table>	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 491 1585 1254">富士見公園</td> <td data-bbox="1590 491 2065 1254"> 野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場 </td> </tr> </tbody> </table>	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場				
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1257 586 1434">大師公園</td> <td data-bbox="591 1257 1066 1434"> 野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール </td> </tr> </tbody> </table>	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1257 1585 1434">大師公園</td> <td data-bbox="1590 1257 2065 1434"> 野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール </td> </tr> </tbody> </table>	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール				
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール				

御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場
桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置

御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場
桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置

	陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場
生田緑地	サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
多摩川緑地	ゴルフ場 駐車場
	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

	陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 水泳プール
生田緑地	サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
多摩川緑地	ゴルフ場 駐車場
	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで

陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室		時30分まで)		きる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場照明施設		午後6時30分から午後8時30分まで		
補助競技場		午前9時から午後6時まで		
運動広場	4月1日から	午前8時から		

陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室		時30分まで)		きる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場照明施設		午後6時30分から午後8時30分まで		
補助競技場		午前9時から午後6時まで		
運動広場	4月1日から	午前8時から		

		時から午後8時30分まで)		
テニスコート バレーボール場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
	11月1日から 翌年の3月31日 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日	
サッカー場照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
弓道場 屋内野球練習場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		

		時から午後8時30分まで)		
テニスコート バレーボール場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
	11月1日から 翌年の3月31日 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
野球場照明施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日	
サッカー場照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
弓道場 屋内野球練習場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		

水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで 7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4

水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで 7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4

	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後4時まで	日までの日 月曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の休 日に当たら ない日） 木曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の土 曜日、日曜 日又は休日 のいずれに も当たらない 日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日
ゴルフ場	1月2日から 12月31日 まで	午前6時30 分から午後6 時30分まで	1月1日
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室	1月1日から 12月31日 まで	午前9時から 午後10時 まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日

	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後4時まで	日までの日 月曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の休 日に当たら ない日） 木曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の土 曜日、日曜 日又は休日 のいずれに も当たらない 日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日
ゴルフ場	1月2日から 12月31日 まで	午前6時30 分から午後6 時30分まで	1月1日
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室	1月1日から 12月31日 まで	午前9時から 午後10時 まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日

球技場関係者室				球技場関係者室			
多目的屋内施設会議室				多目的屋内施設会議室			
多目的屋内施設シャワー室				多目的屋内施設シャワー室			
多目的屋内施設ロッカー室				多目的屋内施設ロッカー室			
多目的屋内施設多目的室				多目的屋内施設多目的室			
球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで		球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで	
駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし	駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。